

男女平等社会への指標

男女平等社会をめざす
八幡市行動計画(案)

第1章 計画の基本的な考え

I 計画策定の趣旨と経過

八幡市では、真の男女平等社会を表現するため、男女の役割分担意識を見直し、学習・啓蒙・健康・生活安定・生きがい対策・就業などの条件整備を進めるための指針となる「男女平等社会をめざす八幡市行動計画(案)」を策定しました。

この行動計画(案)は、「基本的人権の尊重と両性の本質的平等」が日本国憲法にうたわれているにもかかわらず、正しく生かされていない現実や、限られた性による役割、男女の在り方の意識が男女双方に強く残っていること、女性問題は男性問題と表裏一体であること、その解決をはかるために策定を進めてきました。

今回、行動計画(案)について市民のみなさんのご意見をお聞きするため、その全文を掲載しました。(ご意見・ご要望の送付先は4面下段に掲載)

「すべての人間は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利とについて平等である」と世界人権宣言はその第一条に明記し、日本国憲法にも「基本的人権の尊重と両性の本質的平等」がうたわれています。このことは「国連婦

人の十年」の「平等・発展・平和」の三つの目標とも合致しています。

人間として男性女性の別なく、同等な立場であらゆる分野に参加し貢献することが、生き生きとした輝ける地域社会を形成することになります。

表1

(1) 法制上の婦人の地位の向上
(2) 男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人参加への促進
(3) 母性の尊重及び健康の擁護
(4) 老後における生活の安定の確保
(5) 国際協力の促進

を分ける意識が男女双方に強く残っています。男性についても家庭や地域社会からの疎外、身辺自立の乏しさ、男性の長時間労働年後の生きがい喪失などの問題があり、女性問題は男性問題と表裏一体であり、人権問題として解決を図らなければなりません。

1 国際連合では、一九七五年(昭和五十年)七月、メキシコ市で国際婦人年世界会議を開催して、「婦人の平等と発展と平和への婦人の寄与に関する一九七五年のメキシコ宣言」を採択し、一九七六年(昭和五十一年)から一九八五年(昭和六十年)までを「国連婦人の十年」と宣言しました。

II 計画の概要

1 計画の性格

この計画は、わたしたちが男女平等社会を実現していくための基本となるもので、民間の各団体、地域社会、一般市民が自主的、具体的活動を推進していく場合の指標とするものであります。

2 計画の期間

この計画は二十一世紀を見通しつ、八幡市の女性をとりまく状況の変化と今後の動向を展望した一九九一年(平成三年)から二〇〇〇年(平成十二年)までの十年間の計画として、必要に応じ見直しを行います。

3 計画の推進

男女平等社会を実現するためには、性別意識、性による役割分担意識の変革が必要であり、男女の性別にこだわることなく、平等な立場で社会のあらゆる分野へ参加できる条件の整備が必要です。

そのためには、民間団体、女性団体及び市民、人ひとりが、それぞれの分野において、具体的な活動を展開するよう総合的な推進を図ってまいります。

③ 市民の行動

男女平等社会の実現には、女性の自立と地位の向上を促し、積極的にその意志を社会に反映するとともに、男性が自らの問題として取り組める

十二月に「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」を策定、この計画年度が一九八六年(昭和六十二年)をもって終了したことに伴い、その基本理念を継承発展させ、女性を取り巻く新しい社会経済情勢に対応した二十一年に向けての新しい指標づくりとして、「KYOのあけぼのプラン」が一九八九年(平成元年)に制定されました。

八幡市においては国連婦人十年の期間、婦人団体協同会を核として文化、体育両面の活動はもとより女性の地位向上に向けての研究会、講演会の開催やボランティア活動を推進するとともに、「国連婦人の十年」の最終年に当

4 計画における主要課題

男女平等社会をめざし、女性の地位向上と福祉の増進を図るために、八幡市においては、次の五つの主要課題を設定します。(表2)

推進を図るための(仮称)「八幡市男女平等推進本部」を設置し、部長級の職員を配置した体制を整備します。

国・府への要望、連携
男女平等社会をめざす施策の推進に当たっては、特に女性問題を解決するための法律や制度の整備改善の要望や、情報の交換、連携を一層充実させてまいります。

表2

I 男女平等をめざす生涯学習の推進
II あらゆる分野への男女共同参加の促進
III 母性保護と健康の維持増進
IV 家庭生活の安定と福祉の増進
V 就業状況の改善整備



例えは法令上の権利義務、私企業の制度、社会の慣習、慣行等における不平等、家事・育児・介護は女性が担うものという社会通念、女性の能力についての偏見などです。また、性による役割や生き方

「すべての人間は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利とについて平等である」と世界人権宣言はその第一条に明記し、日本国憲法にも「基本的人権の尊重と両性の本質的平等」がうたわれています。このことは「国連婦人の十年」の「平等・発展・平和」の三つの目標とも合致しています。

II あらゆる分野への男女共同参加の促進

「あらゆる分野への男女共同参加」は国連婦人の十年の目標である「平等・発展・平和」を実現するための重要な鍵となる。

政策決定の場への参加促進

「あらゆる分野への男女共同参加」は、女性の地位向上と福祉の増進に資するものであり、男性にとっても一層活力のある生活を保障することになります。

地域活動への参加促進

地域づくりと団体活動の参加促進は、地域の活性化と女性の地位向上に資するものであり、男性にとっても一層活力のある生活を保障することになります。

III 母性の保護と健康の維持増進

母性の保護と健康の維持増進は、女性の地位向上と福祉の増進に資するものであり、男性にとっても一層活力のある生活を保障することになります。

母性保護と母子保健の充実

母性の保護と母子保健の充実は、女性の地位向上と福祉の増進に資するものであり、男性にとっても一層活力のある生活を保障することになります。

国際交流の促進

国際交流の促進は、女性の地位向上と福祉の増進に資するものであり、男性にとっても一層活力のある生活を保障することになります。

健康の維持増進

健康の維持増進は、女性の地位向上と福祉の増進に資するものであり、男性にとっても一層活力のある生活を保障することになります。



男と女のいい関係を考える女性問題基礎講座

「国連婦人の十年最終年世界会議」をナイロビで開催(七月)
「婦人の地位向上のためのナイロビ採択」を採択(七月)

婦人週間京都のつどい
4月25日(木)13時~
講演: 日経新聞社婦人家庭部編集委員 藤原房子氏
アバンティ・ホール9階

女性の地位向上に関する取り組み

Table with columns for years (1991, 1989, 1988, 1987, 1986, 1985) and rows for national and city-level initiatives. Includes dates and descriptions of various programs and conferences.

Ⅳ 家庭生活の安定と福祉の増進

家庭は、男女の平等と個人の尊厳を基本として、理解と信頼と愛情に支えられた社会の基本単位であると同時に、地域社会を構成しているものである。また、家庭はこゝろの場であり、健全な心身を育て、経済生活の土台として豊かな明日への活力を生み出すとともに、文化を伝承する機能ももっている。

今日の複雑な社会環境のもとでは、家庭の果たす役割は、一層重要であり、家庭の中では家族一人ひとりが尊重され、共同して生活するものである。性による固定的な役割分担意識を改めていく必要がある。また、平均寿命の延長と高齢化の急速な進展により、高齢者の生活安定と生きがい対策が求められている。

社会を支える 家庭の役割

(1) 家庭における男女の相互協力

「八幡市意識調査一九八八年(昭和六三年)」の中で、男女の役割分担に関する意識を調べたところ、男女別で比較すると、「男性は外で働き、女性は家庭にいるのがよい」と言う考え方に、男性の場合「そう思う」(四〇・五%)、「そう思わない」(四八・六%)に対して、女性では「そう思う」(七二・〇%)、「そう思わない」(二七・〇%)と大きく異なる。

(2) 家事労働の位置づけ

家事労働が家庭生活にとって、欠かすことのできないものであるにも関わらず、一般的に低い位置づけをされているのが現状です。

母子家庭等の福祉の充実

(1) 母子家庭の生活状況

一般的に母子家庭では、子供や家族を養育し、さらには家族を代表する等の重い責任を負っています。

Ⅴ 就業状況の改善整備

女性が男性と同等に働く機会を持つことは、女性の経済的自立のために重要であるばかりでなく、社会形成への女性の主体的参加を確保するために重要である。

一九八五年(昭和六〇年)国勢調査では、本市における一五歳以上の女性人口のうち、パート等を含め何らかの仕事をなさされている人は三七・七%に達し、その中でフルタイム労働者は、五七・七%となっています。男女雇用機会均等法の施行により、就業の場の男女平等は前進しつつありますが、いまだに賃金格差

就業における男女平等の促進

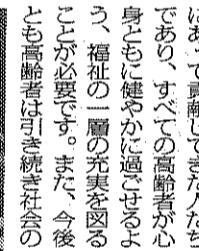
(1) 雇用機会と就業分野

女性の就業率が全体として高まる中で、生涯にわたって働きたい女性、よりしっかりと働きたい女性、より女性、育児期後に再就職したい女性が増えています。その一方、

高齢者社会への対応

(1) 人口の高齢化の進行

本市における六五歳以上の高齢人口は、一九八五年(昭和六〇)国勢調査では、四十九千人で総人口の五・八%であったものが一九八九年(平成元年)には、六・七四%に達し、一九九八年(平成十年)には、一〇・〇%になるものと予測され、本格的な高齢化社会の到来が近いと思われる。



男女の引きこもりを解消し、関係づくりをすすめることを考えた樋口恵子さんのコメント

若年母子の増加や発生原因の多様化に伴い、母子相殺も複雑、困難なケースが増加しています。このような状況に的確に対処するために、母子相殺・母子福祉推進員、社会福祉協議会及び民生児童委員などが有機的に連携を図り、母子家庭等の福祉の充実につとめます。

進退に苦しみ、若年母子の増加や発生原因の多様化に伴い、母子相殺も複雑、困難なケースが増加しています。このような状況に的確に対処するために、母子相殺・母子福祉推進員、社会福祉協議会及び民生児童委員などが有機的に連携を図り、母子家庭等の福祉の充実につとめます。

働く女性の母性保護と条件整備

(1) 働く女性と母性保護

職場の環境や母性保護に関する条件整備が不十分であるため、健康診断の措置等が遵守され、女性が生き生きと職業生活を送るよう職場の整備を行う必要があります。

男女平等社会をめざす 八幡市行動計画(案) ご意見やご要望

本紙特集号に掲載の「男女平等社会をめざす八幡市行動計画(案)」についてのご意見、ご要望をお聞かせください。四月三十日まで、八幡市または封書で「八幡市教育委員会 社会教育課(八幡市八幡園内七五)へお寄せください。

労働能力を養育し、生きがいのある生活を送ることができるよう推進してまいります。

また、年金制度等社会保障の充実が強く望まれます。また、文化の伝承としての生活の知恵や子育て等の豊かな人生経験を生かし、若い世代と共に自立した生きがいある生活設計が望まれます。

高齢者の社会参加と生きがいのある老後を送るための施策として、老人憩いの家(老人ホーム)の充実が強く望まれます。また、居宅において難病を患っている高齢者のための施設として、特別養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、特別養護老人ホームの必要性は、今後ますます増大してまいります。これらから老人ホームの施設の充実を図ってまいります。

働く女性の著しい増加と労働形態の多様化に対応し、さらに職場における女性の地位の向上を目指して、育児のための条件整備を図ることが必要です。

保育園は、家庭において保育することができない児童を保護者に代わって保育し、児童の心身の健全な発達を図ることを目的とする施設であり、女性の就業を促進する上で重要な役割を担っています。

当市は、保育園の整備に努め、現在市立9保育園、私立5保育園の計14箇所児童の入所措置をしています。共働き等の事情により、留守家庭となる小学校低、中学年児童の健全育成を充実するため児童保育事業を実施しています。これが制度化されるよう働きかけを強めます。